

東北大学サイバーサイエンスセンター大規模科学計算システムの  
民間機関等利用内規

制定 平成23年 3月 9日

改正 平成26年 2月12日

改正 平成26年10月15日

改正 令和 2年 9月 9日

(趣旨)

第1条 東北大学サイバーサイエンスセンター大規模科学計算システムの利用に関する内規第2条第6号の規定に係る「センター長が認めた者」として、民間等外部の機関（以下、「民間機関等」という。）に属し、イノベーション創出等を目的に研究開発を行う者が、社会貢献の一環として提供している大規模科学計算システムを利用することを認めるものとする。

(受入の原則)

第2条 本学の教育研究に支障を生じるおそれがないとセンター長が認めた場合に限り受け入れるものとする。

(経費の負担)

第3条 利用者は、大規模科学計算システムの利用に係る経費の一部を、東北大学サイバーサイエンスセンター大規模科学計算システム利用負担金内規別表2又は別表3のとおり負担しなければならない。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、民間機関等の大規模科学計算システムの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。

2 東北大学サイバーサイエンスセンター大規模科学計算システムの民間機関等の利用に関する取扱いについて（平成21年12月9日制定）は廃止する。

附 則（平成26年2月12日改正）

この内規は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成26年10月15日改正）

この内規は、平成27年 2月20日から実施する。

附 則（令和2年9月9日改正）

この内規は、令和2年10月1日から実施する。